

(外交防衛委員会)

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承

認を求めるの件（閣条第一〇号）（衆議院送付）要旨

この改正は、東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターの義務的拠出金の分担率の改定等のための改正について定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

一、東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターの義務的拠出金の日本とASEAN構成国との分担の比率を五年間で段階的に、現行の七対一から四対一に改定する。

二、この改正の後の義務的拠出金の分担率の改定は、この改正によつて協定に加えられた附属書の改正により行われ、当該附属書の改正は、同センター理事会が採択した時に効力を生ずる。

三、この改正は、全ての加盟国の受諾を必要とし、全ての加盟国が寄託者である日本政府及び東南アジア諸国連合中央事務局に受諾書を寄託した日に効力を生ずる。